

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【事業年度】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当J-Adviserの名称】

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2024年8月30日

第20期中(自2023年2月1日至2023年7月31日)

株式会社エーエージェント
(Agent Inc.)

代表取締役 四宮 浩二

東京都渋谷区道玄坂2-25-12 道玄坂通5F

03-3780-3911

執行役員 財務経理本部管掌 阿部 永吾

株式会社日本M&Aセンター
代表取締役社長 竹内 直樹
東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
<https://www.nihon-ma.co.jp/ir/>

03-5220-5454

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称: 株式会社証券保管振替機構
住所: 東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社エーエージェント
<https://agent-network.com/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第 18 期中	第 19 期中	第 20 期中	第 18 期	第 19 期
会計期間		自 2021 年 2月1日 至 2021 年 7月31日	自 2022 年 2月1日 至 2022 年 7月31日	自 2023 年 2月1日 至 2023 年 7月31日	自 2021 年 2月1日 至 2022 年 1月31日	自 2022 年 2月1日 至 2023 年 1月31日
売上高	(千円)	2,038,163	2,573,578	2,758,249	4,957,762	5,542,242
経常利益	(千円)	75,253	67,674	38,189	219,797	110,281
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益	(千円)	44,320	31,435	3,482	143,696	51,059
中間包括利益又は包括利益	(千円)	44,320	31,435	3,482	143,696	51,059
純資産額	(千円)	167,590	246,151	235,757	266,965	265,775
総資産額	(千円)	1,653,268	2,228,262	3,016,150	1,914,532	2,098,857
1株当たり純資産額	(円)	33.52	49.23	47.15	53.39	53.16
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	10.45 (—)	6.70 (—)
1株当たり中間(当期) 純利益	(円)	8.86	6.29	0.70	28.74	10.21
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	10.1	11.1	7.8	13.9	12.7
自己資本利益率	(%)	26.4	12.3	1.4	53.8	19.2
株価収益率	(倍)	73.3	103.4	933.2	22.6	63.7
配当性向	(%)	—	—	—	36.4	65.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	152,431	106,546	409,592	409,173	△110,239
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△19,894	5,106	△88,445	△109,954	△127,050
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	4,903	63,644	483,933	28,400	120,890
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	1,046,076	1,411,552	1,924,935	1,236,256	1,119,855
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(人)	233 〔156.2〕	204 〔240.8〕	181 〔266.0〕	204 〔207.7〕	180 〔312.2〕

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を第 19 期の期首から適用しており、第 19 期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 1株当たり配当額及び配当性向は、中間配当を行っていないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を〔〕外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年7月31日現在

従業員数(名)	181(266.0)
---------	------------

(注)従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均雇用人員を()外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2023年7月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
181(266.0)	30.7	3年3カ月	4,251

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均雇用人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、感染症対策の進展から、経済社会活動の正常化が進み、景気を持ち直しの動きが期待されるものの、地政学リスクの高まりによる経済活動の抑制の影響も懸念され、原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクの可能性もあることから、個人消費や企業の設備投資に及ぼす影響は今後も長期化することが懸念されています。

当社グループが属する人材サービス業界におきましては、2023年7月の有効求人倍率(季節調整値)は1.29倍、完全失業率(季節調整値)は2.7%となり、経済社会活動の正常化に伴い人材需要は徐々に回復傾向にて推移しました。

このような市場環境のもと、当社グループは社会の「困った」を解決するというミッションに基づき、デジタル化や、キャリア形成、働き方改革、産業創出といった社会課題に向き合うソーシャルベンチャーとして、提供価値を拡大することを通じ持続可能な社会の実現に注力して参りました。主力となるプロダクション事業領域では、自治体や教育機関に向けたICT支援サービスが好調に推移したことに加え、一般消費者のデジタルシフトや、中小企業のDX支援を行う新規プロジェクトの受注が増加いたしました。またキャリア事業領域では未経験IT人材に加え高度IT人材の転職支援実績も好調に推移いたしました。パートナー事業領域においては在宅ワーカーを活用したリモートセールスサービスでサービス拡充などを行い受注数が増加いたしました。

その結果、当中間連結会計期間の売上高は2,758,249千円(前年同期比7.2%増)、営業利益は40,544千円(前年同期比38.2%減)となり、経常利益は38,189千円(前年同期比43.6%減)、親会社株主に帰属する中間純利益は3,482千円(前年同期比88.9%減)となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の中間期末残高は、前連結会計年度末に比べ805,080千円増加し、1,924,935千円となりました。

また、当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、409,592千円の収入(前年同期は、106,546千円の収入)となりました。

これは、主に契約負債の増加381,231千円、仕入債務の増加87,320千円による資金の増加の一方、売上債権の増加94,558千円による資金の減少によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、88,445千円の支出(前年同期は、5,106千円の収入)となりました。

これは、主に有形固定資産の取得による支出71,599千円、敷金及び保証金の差入による支出14,509千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、483,933千円の収入(前年同期は、63,644千円の収入)となりました。

これは、主に長期借入れによる収入630,000千円、長期借入金の返済による支出112,064千円、配当金の支払による支出33,500千円等によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注実績

当社グループは、受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 販売実績

当社グループの当中間連結会計期間における販売実績を事業領域別に示すと、以下のとおりであります。

名称	売上高(千円)	前年同期比(%)
プロダクション事業領域	2,686,273	10.4
キャリア事業領域	10,646	△64.42
パートナー事業領域	35,488	△49.0
その他領域	25,840	△61.82
合計	2,758,249	6.12

(注)当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりです。

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
グーグル合同会社	452,003	17.6	609,580	22.1
株式会社博報堂プロダクツ	220,774	8.6	483,196	17.6

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前連結会計年度の発行者情報に記載した「事業等のリスク」について、重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本 M&A センター(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser 契約上の義務＞

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
 - ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
 - ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること
- また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

1 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という。)第 2 条第 25 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第 49 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法第 2 条第 21 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。))又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産活法第 2 条第 21 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程第 311 条第 1 項第 5 号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

2 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

3 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態に

なったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日)
 - c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- 4 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - (b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと
- 5 事業活動の停止
- 当社が事業活動を停止した場合(当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
 - b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日
 - c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- 6 不適当な合併等
- 当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合
- 7 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき
- 8 発行者情報等の提出遅延
- 当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、当社がその遅延理由が適切でない判断した場合
- 9 虚偽記載又は不適正意見等
- 次のa又はbに該当する場合
- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
 - b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

- 10 法令違反及び上場契約違反等
当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- 11 株式事務代行機関への委託
当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- 12 株式の譲渡制限
当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- 13 完全子会社化
当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- 14 指定振替機関における取扱い
当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- 15 株主の権利の不当な制限
当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合をいう。
 - a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
 - d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
 - e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- 16 全部取得
当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- 17 反社会的勢力の関与
当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき
- 18 その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生していません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日(2024年8月30日)現在において当社グループが判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2)財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ846,383千円増加し、2,590,696千円となりました。これは、主に現金及び預金が805,080千円増加したこと等によるものです。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ70,909千円増加し、425,454千円となりました。これは主に建物・その他の器具備品等が68,426千円増加したこと等によるものです。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ546,257千円増加し、1,774,599千円となりました。これは主に買掛金が87,320千円、1年内返済予定の長期借入金が116,380千円、契約負債が381,231千円増加したこと等によるものです。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ401,053千円増加し、1,005,793千円となりました。これは主に、長期借入金が401,556千円増加したこと等によるものです。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べ30,017千円減少し、235,757千円となりました。これは親会社株主に帰属する中間純利益の計上により繰越利益剰余金が3,482千円増加した一方、配当金の支払により繰越利益剰余金33,500千円が減少したことによるものです。

(3)経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4)キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1)重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2)重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別・額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2023年7月31日)	公表日現在発行数(株) (2024年8月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	15,000,000	5,000,000	5,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元 株式数 100株
計	20,000,000	15,000,000	5,000,000	5,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年2月1日～ 2023年7月31日	—	5,000,000	—	50,000	—	—

(6)【大株主の状況】

2023年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エーエージェントホールディングス (注)	東京都目黒区大橋一丁目5番1号	4,999,900	100.00
サンクスラボ株式会社	沖縄県那覇市久米二丁目3番14号	100	0.00
計	—	5,000,000	100.00

(注) 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

(7)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2023年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,000,000	50,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	5,000,000	—	—
総株主の議決権	—	50,000	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【最近6カ月間の月別最高・最低株価】

月別	2023年2月	2023年3月	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 2023年2月から2023年7月までにおいては売買実績がありません。

3【役員の状況】

前連結会計年度に係る発行者情報の提出後、当中間連結会計期間に係る発行者情報の提出日までの役員の異動は以下の通りです。

(1)新任役員

職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
常勤 監査役	金子 隆	1959年4月5日	1982年4月 (株)日本長期信用銀行(現株)SBI新生銀行)入行 1998年12月 パークレイズ信託銀行(株)(現三井住友信託銀行(株))入行 2000年3月 日立ソフトウェアエンジニアリング(株)(現株)日立ソリューションズ)入社 2015年4月 (株)日立製作所転籍(株) 2018年11月 (株)中央コンタクト入社(株) 2020年3月 (株)トップゲート常勤監査役	(注)	—	2024年 3月29日

(注) 監査役 金子隆の任期は、2024年3月29日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までであります。

(2)退任役員

役職名	氏名	退任年月日
監査役	鈴木 始	2024年3月29日

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2023年2月1日から2023年7月31日まで)の中間連結財務諸表について、有限責任大和監査法人により中間監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2023年1月31日)	当中間連結会計期間 (2023年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,119,855	1,924,935
売掛金	494,089	575,085
仕掛品	32,368	43,162
未収還付法人税等	27,443	11,009
その他	88,777	42,058
貸倒引当金	△18,222	△5,555
流動資産合計	1,744,312	2,590,696
固定資産		
有形固定資産		
建物	47,019	94,805
その他	20,720	41,360
減価償却累計額	△41,920	△42,792
有形固定資産合計	25,818	93,373
無形固定資産		
ソフトウェア	100,674	85,684
ソフトウェア仮勘定	5,390	12,320
無形固定資産合計	106,064	98,004
投資その他の資産		
投資有価証券	21,074	21,074
敷金及び保証金	186,692	196,403
繰延税金資産	12,918	14,351
その他	2,357	37,324
貸倒引当金	△381	△35,077
投資その他の資産合計	222,661	234,076
固定資産合計	354,544	425,454
資産合計	2,098,857	3,016,150

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2023年1月31日)	当中間連結会計期間 (2023年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	230,895	318,215
短期借入金	50,000	50,000
1年内返済予定の長期借入金	176,448	292,828
未払費用	155,925	170,708
未払消費税等	43,467	8,864
契約負債	479,924	861,156
役員賞与引当金	14,141	—
その他	77,539	72,826
流動負債合計	1,228,341	1,774,599
固定負債		
長期借入金	603,559	1,005,115
その他	1,181	678
固定負債合計	604,740	1,005,793
負債合計	1,833,081	2,780,393
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
利益剰余金	215,775	185,757
株主資本合計	265,775	235,757
純資産合計	265,775	235,757
負債純資産合計	2,098,857	3,016,150

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022 年2月1日 至 2022 年7月31 日)	当中間連結会計期間 (自 2023 年2月1日 至 2023 年7月31 日)
売上高	2,573,578	2,758,249
売上原価	1,816,006	1,938,616
売上総利益	757,571	819,633
販売費及び一般管理費	※ 691,966	※ 779,088
営業利益	65,605	40,544
営業外収益		
受取利息	74	86
助成金収入	4,358	599
債務勘定取崩益	—	1,298
その他	2,740	342
営業外収益合計	7,173	2,327
営業外費用		
支払利息	2,109	3,125
長期前払費用償却	735	1,242
為替差損	660	314
損害賠償金	1,500	—
その他	98	—
営業外費用合計	5,104	4,683
経常利益	67,674	38,189
税金等調整前中間純利益	67,674	38,189
法人税、住民税及び事業税	25,459	36,139
法人税等調整額	10,779	△1,432
法人税等合計	36,239	34,706
中間純利益	31,435	3,482
親会社株主に帰属する中間純利益	31,435	3,482

【中間連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022 年2月1日 至 2022 年7月31 日)	当中間連結会計期間 (自 2023 年2月1日 至 2023 年7月31 日)
中間純利益	31,435	3,482
中間包括利益	31,435	3,482
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	31,435	3,482
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2022 年2月1日 至 2022 年7月 31 日)

(単位:千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	50,000	216,965	266,965	266,965
当中間期変動額				
剰余金の配当		△ 52,250	△ 52,250	△ 52,250
親会社株主に帰属する 中間純利益		31,435	31,435	31,435
当中間期変動額合計	—	△20,814	△20,814	△20,814
当中間期末残高	50,000	196,151	246,151	246,151

当中間連結会計期間(自 2023 年2月1日 至 2023 年7月 31 日)

(単位:千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	50,000	215,775	265,775	265,775
当中間期変動額				
剰余金の配当		△ 33,500	△ 33,500	△ 33,500
親会社株主に帰属する 中間純利益		3,482	3,482	3,482
当中間期変動額合計	—	△ 30,017	△ 30,017	△ 30,017
当中間期末残高	50,000	185,757	235,757	235,757

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022 年2月1日 至 2022 年7月31 日)	当中間連結会計期間 (自 2023 年2月1日 至 2023 年7月31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	67,674	38,189
減価償却費	16,749	19,034
貸倒引当金の増減額(△は減少)	5,086	22,029
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 10,316	△ 14,141
受取利息	△ 74	△ 86
支払利息	2,109	3,125
売上債権の増減額(△は増加)	△ 176,654	△ 94,558
棚卸資産の増減額(△は増加)	2,136	△ 10,794
仕入債務の増減額(△は減少)	137,201	87,320
未払費用の増減額(△は減少)	28,496	14,782
未払消費税等の増減額(△は減少)	△ 58,440	△ 34,602
契約負債の増減額(△は減少)	110,672	381,231
その他	86,150	20,917
小計	210,790	432,448
利息の受取額	74	86
利息の支払額	△ 1,991	△ 3,237
法人税等の支払額	△ 102,326	△ 19,705
営業活動によるキャッシュ・フロー	106,546	409,592
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 1,531	△ 71,599
無形固定資産の取得による支出	△ 23,298	△ 6,300
短期貸付金の回収による収入	35,000	-
敷金及び保証金の差入による支出	△ 5,061	△ 14,509
敷金及び保証金の回収による収入	35	4,000
その他	△ 36	△ 36
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,106	△ 88,445
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△ 29,167	-
長期借入れによる収入	200,000	630,000
長期借入金の返済による支出	△ 54,436	△ 112,064
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△ 502	△ 502
配当金の支払額	△ 52,250	△ 33,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	63,644	483,933
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	175,296	805,080
現金及び現金同等物の期首残高	1,236,256	1,119,855
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,411,552	※ 1,924,935

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

anyenv 株式会社

(2) 非連結子会社の名称

AGTECHPRO Pvt Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

b その他有価証券

市場価格のない株式等は、移動平均法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 8~22年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

当社は、役員への賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度における支給見込額の間接連結会計期間負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点(収益を認識する通常の時点を)含む収益を理解するための基礎となる情報は以下のとおりであります。

① プロダクション事業領域

プロダクション事業領域では、企業、地方公共団体、個人向けに、ICT化推進をサポートするプロジェクト実行支援、ICT人材の派遣、デジタルトレーニング、IOT機器やツールの提案・運用保守等のサービスを提供しております。

これらのサービス提供については、当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

なお、サービス提供のうち、当社グループの役割が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

②キャリア事業領域

キャリア事業領域では、個人向けに、就業・副業を支援する口コミ・情報メディアの運営、日本人エンジニアや外国人エンジニアの転職支援、新入社員のオンボーディング支援等のサービスを提供しております。

これらのサービス提供については、当社グループが顧客との契約における義務を履行した時点で、顧客が便益を享受すると考えられることから、顧客へのサービス提供が完了した時点で収益を認識しております。

なお、サービス提供が人材紹介に該当するものについては、求職者が求人企業に入社した時点で収益を認識しておりますが、顧客から受け取った又は受け取る対価のうち、将来返金されると見込まれる収益の額として、売上高に返金実績率を乗じた額を、返金負債に計上しております。

(5) 中間連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の中間財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産及び負債の本邦通過への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)	当中間連結会計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年7月31日)
役員報酬	22,200 千円	22,520 千円
給料手当	384,920 千円	387,969 千円
法定福利費	60,421 千円	72,041 千円
厚生費	4,657 千円	5,365 千円
減価償却費	16,749 千円	19,034 千円
旅費交通費	19,826 千円	26,776 千円
地代家賃	46,241 千円	70,189 千円
貸倒引当金繰入額	5,276 千円	22,029 千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(数)	5,000,000	—	—	5,000,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年4月28日 定時株主総会	普通株式	52,500	10.45	2022年1月31日	2022年4月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自2023年2月1日至2023年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	5,000,000	—	—	5,000,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年4月25日 定時株主総会	普通株式	33,500	6.70	2023年1月31日	2023年4月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2022年2月1日 至2022年7月31日)	当中間連結会計期間 (自2023年2月1日 至2023年7月31日)
現金及び預金勘定	1,411,552 千円	1,924,935 千円
現金及び現金同等物	1,411,552 千円	1,924,935 千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2023年1月31日)	当中間連結会計期間 (2023年7月31日)
1年内	13,259	64,003
1年超	16,290	355,479
合計	29,549	419,482

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については以下のとおりであります。

前連結会計年度(2023年1月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	186,692	156,572	△30,120
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	780,007	777,998	△2,008

※1.「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 市場価格のない株式等は、上表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	17,299
子会社株式	3,775

当中間連結会計期間(2023年7月31日)

	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	196,403	176,643	△19,760
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,297,943	1,301,865	3,922

※1.「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 市場価格のない株式等は、上表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間連結会計期間 (千円)
非上場株式	17,299
子会社株式	3,775

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2023年1月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2023年7月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2023年1月31日)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	156,572	—	156,572
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	777,998	—	777,998

当中間連結会計期間(2023年7月31日)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	176,643	—	176,643
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	1,301,865	—	1,301,865

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、償還時期を合理的に見積り、将来のキャッシュ・フローを、国債等の利回りで割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、「中間連結貸借対照表計上額」「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(2023年1月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額 17,299 千円)及び子会社株式(連結貸借対照表計上額 3,775 千円)については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当中間連結会計期間(2023年7月31日)

非上場株式(中間連結貸借対照表計上額 17,299 千円)及び子会社株式(中間連結貸借対照表計上額 3,775 千円)については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2022 年2月1日 至 2023 年1月31 日)

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当中間連結会計期間(自 2023 年2月1日 至 2023 年7月31 日)

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間連結会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022 年2月1日 至 2022 年7月31 日)	当中間連結会計期間 (自 2023 年2月1日 至 2023 年7月31 日)
プロダクション事業領域	2,405,520	2,686,273
キャリア事業領域	11,857	10,646
パートナー事業領域	69,624	35,488
その他	86,575	25,840
顧客との契約から生じる収益	2,573,578	2,758,249
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	2,573,578	2,758,249

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4. 会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022 年2月1日 至 2022 年7月31 日)	当中間連結会計期間 (自 2023 年2月1日 至 2023 年7月31 日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	366,277	494,089
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	542,881	575,085
契約負債(期首残高)	377,708	479,924
契約負債(期末残高)	488,380	861,156

契約負債は、主にプロダクション事業領域における大口顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予測される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予測される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、「総合人材サービス事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2022 年2月 1 日 至 2022 年7月 31 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
グーグル合同会社	452,003	総合人材サービス事業
株式会社博報堂プロダクツ	323,778	総合人材サービス事業

当中間連結会計期間(自 2023 年2月1日 至 2023 年7月 31 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
グーグル合同会社	609,580	総合人材サービス事業
博報堂プロダクツ株式会社	483,196	総合人材サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負のれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022 年2月1日 至 2023 年1月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2023 年2月1日 至 2023 年7月 31 日)
1株当たり純資産額	53 円 16 銭	47 円 15 銭

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022 年2月1日 至 2022 年7月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2023 年2月1日 至 2023 年7月 31 日)
1株当たり中間純利益	6 円 29 銭	0 円 70 銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	31,435	3,482
普通株主に帰属しない 金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰 属する中間純利益(千円)	31,435	3,482
普通株式の期中平均株式数(株)	5,000,000	5,000,000

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年8月30日

株式会社エージェント

取締役会 御中

有限責任大有監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鴨田 真一郎

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 服部 悦久

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エージェントの2023年2月1日から2024年1月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2023年2月1日から2023年7月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エージェント及び連結子会社の2023年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2023年2月1日から2023年7月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並

びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上